

3. 延長保育・土曜日保育について

1. 延長保育

- 対象 生後 6 か月以上の在園児童
保護者が、勤務時間・通勤時間等により通常保育時間内に送迎ができない児童です。
原則、父母の休日や育児休業中は該当しません。
- 生後 6 か月未満の児童は、認定された保育必要量にかかわらず、保育短時間のお預かりとなります。
- 申込について
「延長保育利用申込書」を提出して下さい。
- 延長保育料

| 保育必要量 | 通常保育時間 | 延長保育料 | |
|------------------|-------------|-------|---|
| 保育標準時間(最大 11 時間) | 7 時 から 18 時 | 平日 | 18 時以降 月極利用 4,000 円 スポット利用 300 円 |
| | | 土曜日 | 18 時以降 月極利用 2,000 円 スポット利用 600 円 |
| 保育短時間 (最大 8 時間) | 9 時 から 17 時 | 平日 | 7 時から 9 時 17 時から 19 時 スポット利用 300 円/時間 |
| | | 土曜日 | 7 時から 9 時 17 時から 19 時 スポット利用 600 円/時間 |

2. 土曜日の保育

土曜日の保育は、申請制です。保育の必要な方は申請をお願いします。
原則として、父母の休日や育児休業中は利用できません。勤務外等の理由については、面談の上決定させていただきます。

